

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和3年7月13日前橋地方気象台宇都宮地方気象台

令和3年7月11日に群馬県桐生市から栃木県佐野市にかけて発生

した突風について

~気象庁機動調査班による現地調査の報告~

7月11日14時30分頃、群馬県桐生市元宿町(もとじゅくちょう)から太田市 藪塚町(やぶづかちょう)及び栃木県足利市野田町(のだちょう)にかけて発生し た突風の種類は、「ガストフロント」の可能性が高く、その強さは風速約35m/sと 推定され、日本版改良藤田スケールでJEFOに該当します。

7月11日15時00分頃、栃木県佐野市吉水町(よしみずちょう)から栃木県佐野市飯田町(いいたちょう)にかけて発生した突風の種類は、「ダウンバーストまたはガストフロント」の可能性が高く、その強さは風速約30m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF0に該当します。

7月11日14時30分頃から15時00分頃にかけて、群馬県桐生市元宿町(もとじゅくちょう)から栃木県佐野市飯田町(いいたちょう)にかけて突風が発生し、住家の屋根瓦のめくれなどの被害がありました。

この突風をもたらした現象を明らかにするため、宇都宮地方気象台は7月12日および7月13日、前橋地方気象台は7月13日に職員を気象庁機動調査班(JMA-MOT)として派遣し、現地調査を実施しました。

調査結果は以下のとおりです。

- 1. 群馬県桐生市元宿町(もとじゅくちょう)から太田市藪塚町(やぶづかちょう)及び栃木県足利市野田町(のだちょう)
- 1-1. 発生した時刻
 - この突風は、14時30分頃に発生した。
- 1-2. 突風をもたらした現象の種類
 - この突風をもたらした現象は、ガストフロントの可能性が高いと判断した。 (根拠)
- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。

- ・被害や痕跡から推定した風向は、ほぼ一様に北西の風であった。
- ・突風の発生時に、ガストフロントの通過に特徴的な観測データが得られた。
- ・突風は比較的長時間(10分程度)であったという証言が複数得られた。
- 1-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約 35m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当する。

(根拠)

- 住家の屋根瓦のめくれ
- 2. 栃木県佐野市吉水町(よしみずちょう)から栃木県佐野市飯田町(いいたちょう)
- 2-1. 発生した時刻

この突風は、15 時 00 分頃に発生した。

2-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断した。

(根拠)

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・被害や痕跡は面的に分布していた。
- ・被害や痕跡、聞き取りから推定した風向に一部発散性がみられた。
- ・突風は強雨やひょうを伴っていたという証言が複数得られた。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・突風は比較的長時間(10分程度)であったという証言が複数得られた。
- 2-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約 30m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当する。

(根拠)

・仮設事務所の軽微な被害、窓ガラスの破損

※この資料は、速報として取り急ぎまとめたものですので、後日内容の一部訂正や追加をすることがあります。

【参考】日本版改良藤田スケール(JEF スケール)

階級	風速(m/s)の範囲 (3秒値)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25–38	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。
JEF1	39–52	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53—66	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーボートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・ 墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67–80	・ 木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・ 鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・ 鉄筒コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・ 工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・ 鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・ アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81-94	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95—	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

本件の問い合わせ先

前橋地方気象台 担当者:玉谷・河野

電話:027-896-1220 FAX:027-896-1164

宇都宮地方気象台 担当者:高橋・澁江

電話:028-635-7260 FAX:028-635-8377